

後期高齢者医療制度の加入者の皆様へ 令和8年8月以降の医療機関等へのかかり方 についてのお知らせです。



以下のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。

- ✓ 85歳以上の方全員
- ✓ 84歳以下でマイナ保険証を普段からご利用されていない方(※1)
(マイナ保険証をお持ちでない方も含みます)

• 新たな資格確認書をお送りしていますので、これまでどおり受診いただけます。

※資格確認書に限度区分の記載が必要な方は、市区町村の窓口申請することで記載できます。

- ✓ 84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(※2)

- 引き続きマイナ保険証での受診をお願いいたします。
- 資格情報のお知らせ(A4サイズ)は大切に保管してください。

※資格情報のお知らせのみでは受診できませんが、カードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証と一緒にご提示いただくことで受診できます。

※マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、資格確認書交付申請書を市区町村の窓口へ提出することで資格確認書を発行します。必要な方は申請書をご提出ください。

※1 マイナ保険証を普段からご利用されていない方は、下記の※2に該当しない方です。

※2 マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

マイナ保険証のご利用状況は、お届けした資格確認書又は資格情報のお知らせを作成した時点の情報となります。

マイナ保険証のメリットや、利用登録方法については
右面を参照ください



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。

医療機関・薬局の受付で提示するもの

マイナ保険証

マイナ保険証をお持ちの方は
マイナ保険証をご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書

マイナ保険証をお持ちでない方は
資格確認書をご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局に
マイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です



マイナンバー総合フリーダイヤル
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証について
もっと知りたい方は
こちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は7月です。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料は、
所得割0.28%、均等割1,400円になります。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出した
だき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子
育て世帯を社会全体で支える制度です。

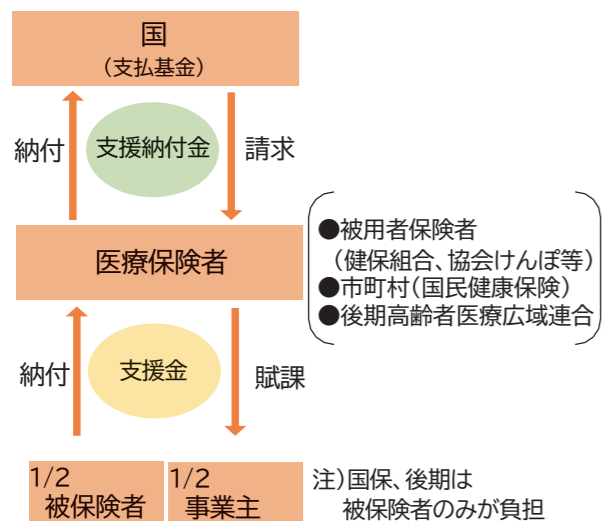
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることか
ら、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プ
ラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども
子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援
金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、 支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険
料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設
けています。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手
となることから、子どもの育ちを支える支援金制度
は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢
者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全
体で支える仕組みとしています。



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障
の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させ
るため、支援金による負担は相殺される仕組みに
なっています。このため支援金の導入による実質的
な負担はありません。



拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こ
どもが2歳未満の期間に、時短勤
務を選択した場合、時短勤務時の
賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を
対象に、育児期間中の国民年金保
険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせ
て、妊娠届出時に5万円、妊娠後期
以降に妊娠している子どもの数
×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に両親
ともに14日以上の子育て休業を
取った場合、最大28日間、手取り
の10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

子ども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ
月から満3歳未満の子どもが時間
単位等で柔軟に利用できる制度で
す。子ども1人当たり10時間/月
の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
子ども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

子どもまんなか
子ども家庭庁

子ども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



子ども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」

